

■在宅サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状況や介護する人の状況を考えて利用しましょう。

訪問を受けて利用するサービス

ほうもんかいご 訪問介護（ホームヘルプサービス）【社会福祉協議会】

要介護1～5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体的介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

身体介護	20分未満	1,630円 (163円)
	20分～30分未満	2,440円 (244円)
	30分～1時間未満	3,870円 (387円)
生活介護	20分～45分未満	1,790円 (179円)
	45分以上	2,200円 (220円)

※要支援1・2の方が利用していた介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。



ほうもんにゅうよくかいご 訪問入浴介護【社会福祉協議会】

要介護1～5の方

入浴設備や簡易入浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問して入浴介護を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	12,660円 (1,266円)
----	------------------

要支援1・2の方

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から、そのほかの施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	8,560円 (856円)
----	---------------



ほうもん

訪問リハビリテーション【池田温泉クリニック・絆】

要介護1～5の方

居宅の生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	3,080円 (308円)
----	---------------

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から

要支援1・2の方

居宅の生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	2,980円 (298円)
----	---------------

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から

ほうもんかんど

訪問看護【肝属郡医師会立訪問看護ステーション】

要介護1～5の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

※令和6年

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

病院・診療所から	30分未満	3,990円 (399円)
訪問看護ステーションから	30分未満	4,700円 (471円)

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から



きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

要介護1～5の方

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。(1か月に2回まで)

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

医師が行う場合	5,150円 (515円)
---------	---------------

※令和6年6月から

要支援1・2の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

病院・診療所から	30分未満	3,820円 (382円)
訪問看護ステーションから	30分未満	4,510円 (451円)

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から



要支援1・2の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

医師が行う場合	5,150円 (515円)
---------	---------------

※令和6年6月から

介護保険で利用できるサービス

施設に通って受けるサービス

つうしょかいご 通所介護（デイサービス）【華厳園・みらい・きらら】

要介護1～5の方

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。



▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	6,580円 (658円)
	要介護2	7,770円 (777円)
	要介護3	9,000円 (900円)
	要介護4	10,230円 (1,023円)
	要介護5	11,480円 (1,148円)

※食事等については別途自己負担があります。

▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (8時間以上9時間未満)	要介護1	6,690円 (669円)
	要介護2	7,910円 (791円)
	要介護3	9,150円 (915円)
	要介護4	10,410円 (1,041円)
	要介護5	11,680円 (1,168円)

※食事等については別途自己負担があります。

つうしょ 通所リハビリテーション（デイケア）【コスモス苑・池田温泉クリニック・絆】

要介護1～5の方

老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為効能のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



要支援1・2の方

老人保健施設や医療施設などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為効能のためのリハビリテーションを行うほか、その方の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (6時間以上7時間未満)	要介護1	7,150円 (715円)
	要介護2	8,500円 (850円)
	要介護3	9,810円 (981円)
	要介護4	11,370円 (1,137円)
	要介護5	12,900円 (1,290円)

※利用するメニューによって別途費用が加算されます。
※利用するためには、かかりつけ医の指示書が必要です。
※令和6年6月から

▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

1か月につき	要支援1	22,680円 (2,268円)
	要支援2	42,280円 (4,228円)

※利用するメニューによって別途費用が加算されます。
※利用するためには、かかりつけ医の指示書が必要です。
※令和6年6月から

施設に短期間入所して受けるサービス

たんきにゆうしよせいかつかいご

短期入所生活介護（ショートステイ）【恵光園】

要介護1～5の方

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人福祉施設(併設型・多床型)

要介護度	サービス費用
要介護1	6,030円 (603円)
要介護2	6,720円 (672円)
要介護3	7,450円 (745円)
要介護4	8,150円 (815円)
要介護5	8,840円 (884円)

要支援1・2の方

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人福祉施設(併設型・多床型)

要介護度	サービス費用
要支援1	4,510円 (451円)
要支援2	5,610円 (561円)

※サービス費用は、1日あたりの金額となり、施設の種類やサービスによって異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担になります。

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

たんきにゆうしよりようようかいご

短期入所療養介護（ショートステイ）【老健コスモス苑・老健絆】

要介護1～5の方

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人保健施設(多床型)

要介護度	サービス費用
要介護1	8,300円 (830円)
要介護2	8,800円 (880円)
要介護3	9,440円 (944円)
要介護4	9,970円 (997円)
要介護5	10,520円 (1,052円)

要支援1・2の方

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人保健施設(多床型)

要介護度	サービス費用
要支援1	6,130円 (613円)
要支援2	7,740円 (774円)

※サービス費用は、1日あたりの金額となり、施設の種類やサービスによって異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担になります。

在宅に近い暮らしを支援するサービス

とくていしせつにゆうきよしやせいかつかいご

特定施設入居者生活介護【華厳園】

要介護1～5の方

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	サービス費用
要介護1	5,420円 (542円)
要介護2	6,090円 (609円)
要介護3	6,790円 (679円)
要介護4	7,440円 (744円)
要介護5	8,130円 (813円)

要支援1・2の方

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	サービス費用
要支援1	1,830円 (183円)
要支援2	3,130円 (313円)

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

要介護1～5の方

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

【貸与対象品目】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 車いす◆ | ⑧ スロープ
(工事を伴わないもの) |
| ② 車いす付属品◆ | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台◆ | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品◆ | ⑪ 認知症老人徘徊感知器◆ |
| ⑤ 床ずれ防止器具◆ | ⑫ 移動用リフト◆ |
| ⑥ 体位変換器◆ | ⑬ 起き上がり補助装置 |
| ⑦ 手すり
(工事を伴わないもの) | ⑭ 離床センサー |
| | ⑮ 階段移動用リフト |
| | ⑯ 自動排泄処理装置★ |

要支援1・2の方

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。



※◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は保険給付の対象となりません。
 ※★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の方は保険給付の対象となりません。

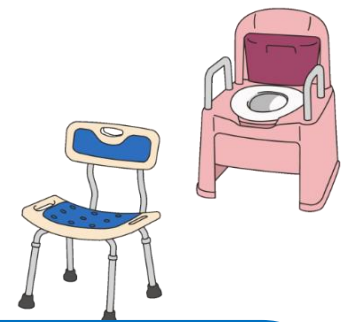
福祉用具購入

要介護1～5の方

5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

【購入対象品目】

- | | |
|--|-----------------------------|
| ① 腰掛け便座 | ③ 特殊尿器 |
| ② 入浴補助用具
(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等) | ④ 簡易浴槽 |
| | ⑤ 移動用のリフトのつり具(自動排せつ処理装置を含む) |
| | ⑥ 排泄予測支援機器 |



要支援1・2の方

介護予防に役立つ 5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

ポイント

福祉用具貸与の対象用具のうち一部、利用方法を選択できます

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が金額が抑えられることがあります。このような場合などに、利用方法を借りるか購入するかを選択することができます。

購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、1年間(4月1～翌年3月31日)で10万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が介護保険から給付されます。

【選択の対象となる福祉用具】

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器(歩行車を除く)
- ③ 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

住宅環境を整備するサービス

じゅうたくかいしゅう 住宅改修

要介護1～5の方

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修に対して支給されます。

要支援1・2の方

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修に対して支給されます。

【介護保険の対象となる工事】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブのへ変更・戸車の設置も含む)
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え



※①～⑤に付帯して必要な工事も対象になります。

※転居した場合や介護度が3段階以上悪化した場合は新たに20万円の上限額が設定されます。

住宅改修利用の手順

- ① 家族や専門家などに相談
本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。

市への事前申請／市の確認

- ② **提出書類**
 - 住宅改修事前申請書
 - 工事費見積書
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修部分の写真や図（改修後の完成予定の状態がわかるもの） など

- ③ 工事の実施

住宅改修費の支給申請（工事後）

- ④ **提出書類**
 - 住宅改修支給申請書
 - 住宅改修に要した費用の領収書
 - 工事費内訳書
 - 完成後の状態を確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）
 - 住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合） など

- ⑤ 住宅改修費の支給